

議会改革特別委員会 委員長報告

(平成25年3月25日・5月16日開催)

議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会は、付託を受けております「議会改革の推進について」を審査するため、休会中の3月25日に第12回、5月16日に第13回目の委員会を開催いたしました。

前回の当委員会において正案とすることを決定いたしました栗東市議会基本条例(案)の取り組みである(仮称)議会報告会の開催と条例制定にかかるパブリックコメントの実施について協議し、併せて広報「議会だより」に「議会改革」特集を掲載していくことについて協議を行いました。また、全議員による全員協議会に提示をして意見を伺い、それぞれの意見をとりまとめ、5月16日の委員会においては、パブリックコメントの実施と5月20日開催の議会報告会・懇談会の開催に伴う全体打ち合わせ会の確認を行ったところであります。

その経過の中で、まずはパブリックコメントと議会報告会を実施するかどうかについて再確認をさせていただきました。

その結果、議会基本条例の制定に向けて、それぞれ実施する方向を確認し、そのことを踏まえて実施内容等について意見をいただきました。

委員からの意見として、

- ・今回は試行であるが、条例制定後に議会報告会という名称で実施するのであれば同じ名称がよい。
- ・会場の設定については、パブリックコメントということ踏まえ、多くの人に意見を求めることができるよう、会場のバランスを考えるべきである。
- ・曜日や時間の設定についても、高齢者や夜間出にくいことも考慮して設定すべきである。
- ・今回はパブリックコメントを聞くという意味合いが強いことから、実施要綱(案)のとおり実施し、いただいた意見を次回に生かしていけばよい。

などの意見がありました。

議論の結果、議会報告会実施要綱（案）については、報告会の名称を議会基本条例の条文中の同じ名称を用いて「議会報告会」とすることや、この開催要綱（案）は今回の開催のみに適用するものであることを確認いたしました。

議会報告会の具体的な内容として、開催場所、時間、役割分担、実施内容、班編成及び構成、配布資料などについて協議し、原案どおりとすることと決しました。

パブリックコメントと議会報告会の広報については、広報「議会だより」に掲載するほか、報告会の案内としてデジタルサイネージの活用や自治会長宛周知依頼文書の送付などの手法を用いて啓発していくことを確認いたしました。

また、広報「議会だより」への掲載については、5月1日号広報「議会だより」に議会改革の流れ、条例制定に向けた協議検討、条例（案）の概要など、割振りや掲載記事の内容を含めて掲載するかどうかについて意見をいただき、その結果議会改革特集として原案のとおり掲載していくことに決しました。

次に5月16日の委員会では、パブリックコメントの資料となる議会基本条例（案）逐条解説のなかで、趣旨・解説部分に幾つかの修正箇所が見つかったことから再度整理した内容について検討をいただき、パブリックコメントの資料として最終確認を行いました。また、5月20日に全議員による議会報告会のリハーサルを行うことも確認いたしました。

以上が、委員会の審査経過と概要について報告をさせていただきましたが、「議会改革の推進について」は、当委員会も2年間審査を行ってきており、議会基本条例の制定に向けての最終的な取り組みを要するため、今後も引き続き審査をしていく必要があることから、全員一致で継続審査とすることに決しました。

議員各位のご理解とご協力を今後ともよろしくお願いし、「議会改革特別委員会」の中間報告とさせていただきます。